

一般社団法人 日本商事仲裁協会

調停費用規程

平成 26 年 4 月 1 日施行

第 1 条 (この規程の適用)

この規程は、日本商事仲裁協会（以下「協会」という）の国際商事調停規則に基づく調停の申立料金、管理料金、調停人報償金および調停人費用に適用される。

第 2 条 (申立料金)

- 1 当事者が調停の申立てにあたって納付すべき申立料金は、54,000円とする。
- 2 申立料金は、調停手続開始後は返還しない。

第 3 条 (管理料金)

当事者が支払う管理料金は、次条により定まる調停人報償金の額の 10%に相当する額とする。

第 4 条 (調停人報償金)

- 1 調停人報償金は、[時間単価×調停時間]を基本額とし、事件の難易、調停手続の迅速性その他の事情を考慮し、協会が決定する。
- 2 時間単価は、2万円から6万円までの範囲内において、当事者および調停人の意見を聞いた上で、調停人の経験、事件の難易等を考慮し、協会が決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、全当事者の合意がある場合には、協会は、時間単価につき別途取り決めることができる。
- 4 調停時間は、調停人が調停手続のために合理的に必要とした時間とする。ただし、調停人が調停手続のために必要とした移動の時間（移動時間

中調停手続の準備等のため必要とした時間を除く)については、その二分の一を調停時間に加える。

- 5 調停人が調停手続中に辞任その他の理由により調停人でなくなった場合は、協会は、その事情を考慮して、前4項の規定に基づき算出された調停人報償金を減額できる。
- 6 協会は、調停手続が終了したか調停人が辞任その他の理由で調停人でなくなった場合は、遅滞なく、調停人報償金を支払う。
- 7 調停人は、協会に対し、調停手続のために合理的に必要とした時間および第4項ただし書の移動の時間を月毎に報告するものとする。

第5条 (調停人費用)

- 1 調停人は、調停手続に必要な範囲内で、交通費、宿泊費その他の実費の支払いを受けることができる。
- 2 交通費には、航空運賃、電車賃およびタクシー代が含まれる。
- 3 第1項の費用は、調停人から協会に対して証明書類の提出があったときに、協会から支払われる。ただし、証明書類の提出が不可能または慣行上困難な場合は、この限りでない。

附 則 (平成21年1月1日施行)

この規程は平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日施行)

この規程は平成26年4月1日から施行する。